

令和2年4月13日

保護者の皆さまへ

福津市長 原崎 智仁

保育所・学童保育所等の臨時休園について

令和2年4月7日（火）、福岡県が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に指定され、11日（金）には、安倍晋三首相が福岡県を含む緊急事態宣言が発令された地域の事業所に出勤者を最低7割減らすよう要請したことや、県内における急速な感染の拡大を受け、福津市においてもお子様、保護者の皆様、そして職員の健康と命を守ることを第一に考え、新たな対応方針を決定しました。

新たな対応方針として、市内の「認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園」及び「市内学童保育所」は、臨時休園・休所とすることを決定しました。

ただし、医療従事者や社会機能を維持するために就業継続が必要な保護者の方、ひとり親などで仕事を休むことが困難な場合については、事前に各保育施設等にご相談ください。

保護者の皆様におかれましては、従前からの「家庭保育」への協力要請に応じ、実際に対応いただいているご家庭もあり、心から感謝申し上げます。しかしながら、福津市においても新型コロナウイルス感染のさらなる拡大が強く懸念され、時間的な猶予がない危機的な状況であるとの認識のもと、社会全体の「行動変容」をさらに促す対応を強化する必要があると判断しました。

市民の皆様には、ご負担をおかけすることになりますが、どうか、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。持続可能なまちづくりのため、一人一人の「行動変容」が求められています。

なお、今後も状況の変化により、対応方針に変更が生じる可能性があります。市の情報発信を注視していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 以下の保育施設等は、原則臨時休園・休所することとします。
 - ・ 認可保育所
 - ・ 認定こども園
 - ・ 地域型保育事業所
 - ・ 幼稚園
 - ・ 学童保育所
 - ・ 臨時学童保育所

○特例として対象となるご家庭(ただし、事前に各保育施設等に個別にご連絡ください。)

- ・ 医療従事者
- ・ 社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者
- ・ ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合

※上記の場合でも、一方の保護者が在宅勤務が可能な場合など、ご家庭で親族等による保育が可能な場合は除きます。

※今後、保育所等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該施設において児童の受け入れができなくなることも予想されます。急なご案内になることがありますので、勤務体制や休暇の取得などについて、お勤め先へ事前の相談、親族等へ預け先確保の事前依頼をお願いします。

2. 実施期間は、4月16日(木)から5月6日(水)までとします。

(保育所等保育施設について)

福津市健康福祉部こども課子育て支援係

電話 0940-43-8124

(学童保育所及び臨時学童保育所について)

福津市健康福祉部こども課こどもの国推進係

福津市児童センター「フクスタ」

電話 0940-43-8356

(幼稚園について)

各幼稚園にお問い合わせください